

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
株式会社オセヤ	茨城県ひたちなか市表町6番8号	870143

2 指名停止措置期間

令和5年12月16日 ～ 令和6年1月15日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

株式会社オセヤは、ひたちなか市が発注した「各旧学校施設解体工事設計業務委託」において、契約期間内に業務を完了できず、今後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことから契約解除の申し出があり、令和5年11月30日に契約解除となった。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる（不正又は不誠実な行為）第8項（1）に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111